

令和5年3月 湖南省定例教育委員会 会議録

1. 開催日時 令和5年3月20日(月) 午後3時から同4時34分まで

2. 開催場所 湖南省役所西庁舎 3階 大会議室

3. 会議に出席した委員

松 浦 加代子
伊 藤 真 昭
岩 城 見 一
古 川 美智子
平 松 彩

4. 会議に欠席した委員 なし

5. 会議に出席した事務局職員 7人

6. 会議を傍聴した人 なし

7. 会議案件

日程第1 報告第16号

湖南省教育委員会の経過報告について

日程第2 報告第17号

後援名義の使用承諾について

○土曜日の居場所「ドーナツハウス」

○第34回滋賀生命尊重のつどい

日程第3 報告第18号

市内児童生徒の問題行動について

日程第4 報告第19号

市内児童生徒の交通事故について

日程第5 報告第20号

令和5年度湖南省いじめ防止対策基本方針について

- 日程第 6 報告第 21 号
湖南省児童生徒結核健康診断マニュアルの一部改訂について
- 日程第 7 報告第 22 号
令和 4 年度区域外就学・指定校変更について
- 日程第 8 報告第 23 号
令和 4 年度要保護・準要保護児童生徒就学援助費の受給認定について
- 日程第 9 議案第 11 号
後援名義の使用承諾について
○希望が丘トレイルランニングレース 2023
- 日程第 10 議案第 12 号
湖南省子育てサポーターの委嘱について
- 日程第 11 議案第 13 号
湖南省教育委員会公印規則等の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 12 議案第 14 号
湖南省教育委員会の保有する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則の制定について
- 日程第 13 議案第 15 号
湖南省特別支援教育室設置要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 日程第 14 議案第 16 号
湖南省学校給食費徴収規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 15 議案第 17 号
湖南省学校施設開放照明等設備使用料減免基準表の制定について
- 日程第 16 協議事項
(1) 令和 5 年 5 月定例教育委員会・総合教育会議の開催日程について

事務局

皆さん、こんにちは。
それでは、令和 5 年 3 月湖南省定例教育委員会を開催いたします。議事に進みます。教育長、よろしくお願いいたします。

教育長

改めまして、皆さん、こんにちは。報告からさせていただきます。

資料の3ページをご覧ください。3月2日、3日には、代表質問、それから一般質問を受けました。答弁につきましては、資料の7ページから書いてありますので、またご覧ください。

今日は県費負担教職員一般教職員の内示を発表しました。他市町から「湖南省に來たい」と書いてくれる先生が増えてきたように思いますし、以前よりも他市町との交流の数が増えてきたのが非常にありがたいです。

11日の湖南省まちづくりフォーラムでは、甲西北中学校のボランティア部と下田小学校のらくらく勉強会の報告がありました。ボランティア部の生徒の取組もさることながら、らくらく勉強会を今年度は全ての小中学校で実施でき、子どもたちが宿題に向かうことを教えるのではなく、「見てあげる」という地域の方を中心に取り組んでいることの報告がありました。

卒業式へのご臨席ありがとうございました。「マスクは外してもいいですよ」ということでしたが、教員の話一つで、学校によって様子が全く違いました。私が行かせていただいた石部中学校は、入場の時、ほとんどの生徒がマスクを外しており、マスクをしていたのが2、3人でした。「そろそろマスクを外していいから、卒業式時にはマスクを外した顔が見たいな」と校長が練習の時に言ったそうです。

下田小学校は、ほぼ全員がマスクをつけていました。学校が、どう伝えたのかわかりませんが、している子もいれば、していない子もいる、という自然な感じで卒業式を挙行了たのではないかなと思います。

教育委員のみなさまにもご出席いただきましたので、様子を教えていただけたらなと思います。

資料5ページをご覧ください。今年度は教頭会で「自分はどんな学校づくりをしたいのか」をレジュメなしで10分間、それぞれの教頭から話をしてもらいました。レジュメがあると、文字になっていることで、話したい意図はわかると思いますが、話だけで人の心を揺さぶろうと思うと、自分の経験したことや思いを端的にしゃべらないと伝わらないなと感じました。その中で、教頭たちの言葉の力や、この時期から「自分が次、校長になって学校づくりをしていくんだ」という自覚を持てる機会にできたのではないかなと思っています。

そして、願いとして次のようなことを伝えました。「前例踏襲の思考ばかりでは思考停止と同じで、誰でもそれはできますので、変えていくことを恐れずに取り組んでください」ということと、「最低でも2人は管理職候補を育てるために、自分の言葉で語ってください」ということです。

ハラスメントについては、法律となって取組が進んでいますので、「あ

の人は今までこういうやり方でやってきたから」ではなく、法に則って「あの先生より年下だから言いにくい、ではなく教頭として、しっかりと指導をすべきところは指導しないといけませんよ」ということについて話をしました。

資料7ページからご覧ください。

代表質問については、教育方針について、それぞれの会派から質問を受けました。

給食費については、市長の方針で「小中学校を無料に」ということではありませんが、まずは中学校から取り組んでいきます。

ほかについては、また読んでおいていただくとありがたいです。

卒業式のことをお聞きしたいと思いますが、いかがでしたでしょうか。

委員

私は石部南小学校の卒業式に行かせていただいたのですが、マスクについては、7対3ぐらいでマスクをしておられ、その時々でつけたり外したりしておられました。

また、卒業証書が筒に入れるタイプではなく、折るタイプでしたので、「いつからですか」と校長先生に聞くと、「今年からです」とのことでした。歌の時に席が動いていたのですが、卒業証書は折ったままですので、それを持ったり、下に置いたりしがしやすそうでした。これから、折るタイプの学校が増えてくるのかな、と思いながら見させていただきました。

教育長

ありがとうございました。下田小学校も折るタイプでもらっていました。

委員、いかがでしょうか。

委員

学校によって、タイプは自由なのでしょうか。

教育長

はい。

委員

そういうことですね。

菩提寺小学校は例年どおり筒に入れるタイプで、校長先生にもらい終わると横に行き、ほかの先生に丸めてもらうという従来どおりの儀式でした。

マスクに関しては、「マスクをつけなくてもつけてもどちらでも自由だ」ということを先生方、校長先生も伝えてはおいたということですが、甲西北中学校と菩提寺小学校、両校ほぼ全員マスクをつけていました。しかし、非常に和やかな形で、ですが厳粛な雰囲気は保ったままの、良い卒業式でした。中学生も暴れる者がいないのがかえってびっくりするぐらい

静かな卒業式で驚きました。よかったのではないかと思います。

教育長

ありがとうございます。委員、どうですか。

委員

私は日枝中学校に行かせていただいたのですが、入場する時はマスクをつけて入ってきました。国歌斉唱は子どもたち、ほとんど歌いませのでマスクを外していたと思います。校歌は歌いますので、マスクをしていました。卒業証書をもらう時は、マスクを外していました。送る言葉や帰る時もマスクはしていました。記憶が正しければ、ほとんどの子がマスクはしていたと思います。

教育長

ありがとうございます。委員、いかがですか。

委員

甲西中学校はしている子としていない子とばらばらで、半分以上はしていらっしやいました。ですが、歌を歌う時は全員がしていました。

三雲小学校は、多分全員していたと思うのですが、知っている子が多く、マスクの下が想像できるのであまり覚えてないです。すみません。

卒業証書は、小学校は自分で丸められないからか先生にしてもらっていて、中学校は輪ゴムみたいなものを手につけていて、自分で丸めていました。

後々保存するのにも折るタイプはいいなと思いました。

教育長

費用などの関係もあり、後援会やPTAから出していただいているのではないかなと思います。

委員

コロナで仕方がなかったことですが、卒業式が済んだ後、校長先生とお話していて、「できれば在校生に見せてあげたかった」とおっしゃられていました。引き継ぎの気持ちが生徒にも残り、「よし、今度は僕らが頑張ろう」という気持ちになるので、教育的には在校生が参加できるような形をなるべく早くとってあげてほしいなと思いました。

教育長

あくまでも学校行事ですので、学校がどういうふうに決めていくかということですが、下田小学校は4年生と5年生が式に入っていました。あとの1、2、3年生は教室でオンラインにて卒業式を見守っており、これもいいなと思いました。1、2、3年生は、卒業式の練習が非常に苦痛な子もあり、「卒業式の練習があるから学校に来たくない」という子も中にはいました。4、5年生だと6年生の姿を自分もイメージが持ちやすいということで、今回のことを参考にやっていくのではないかなと思います。

コロナのおかげで、いろいろなやり方ができるのはよかったなと思います。

委員

水戸小学校のCS理事は先生方に混じって見られていましたので、それが日枝中学校のCS理事の耳にも入っているのだろなと思うのですが、私個人としては、CS理事や来賓の方が出るよりも、さっきおっしゃっていた在校生、中学校でも2年生は出していただきたいなと思いました。

教育長

あくまでも「今年度はまだコロナが2類だ」ということで、来賓の方についても、そして在校生の列席についても感染症下という扱いでしたので、いろいろなことを工夫しましたが、恐らく来年度の卒業式については、戻せるところは戻しながら、コロナのおかげでうまくいったところは、あえて全部が全部元に戻すということではなく、考えていきたいと思っています。ありがとうございました。

他に何かありますか。ないようですので承認することについてよろしいですか。

各委員

－ 全員承諾 －

教育長
次長

報告第16号について、承認することといたします。

それでは、日程第2報告第17号、後援名義の使用承諾について、教育部次長から説明をお願いします。

- (1) 名称 土曜日の居場所「ドーナツハウス」(後援)
主催 甲西中校区こどもの居場所づくりプロジェクト
期日 令和5年4月1日から令和6年3月31日(通年の土曜日)
会場 湖南省三雲まちづくりセンター
趣旨 不登校傾向の子どもおよび保護者に対する体験活動や、学習支援を通じた居場所づくり。
- (2) 名称 第34回滋賀生命尊重のつどい(後援)
主催 母と子のいのちを守る会
期日 令和5年7月17日
会場 市民総合交流センター キラリエ草津
趣旨 命の尊さ、かけがえのなさを共に考え、お腹の赤ちゃんから温かく迎えるいのちに優しいまちづくりを目指す。

教育長

質疑もないようですので、承認することについてよろしいですか。

各委員

－ 全員承諾 －

教育長

報告第 17 号について、承認することといたします。

それでは、日程第 3 報告第 18 号、市内児童生徒の問題行動について、日程第 4 報告第 19 号、市内児童生徒の交通事故について学校教育課長より説明をお願いします。

課長

【非公開】

(学校教育課)

教育長

他に何かありますか。ないようですので承認することについてよろしいですか。

各委員

－ 全員承諾 －

教育長

報告第 18 号、19 号について、承認することといたします。

それでは、日程第 5 報告第 20 号、令和 5 年度湖南省いじめ防止対策基本方針について、学校教育課長から説明をお願いします。

課長

43 ページからご覧ください。こちら、令和 5 年度の湖南省いじめ防止対策基本方針です。先日、3 月 3 日に湖南省いじめ問題対策連絡協議会が開かれ、この方針が決定されました。まだ少し体裁は整っていないのですが、大きな方針として決まりました。その会議には、生活安全課の課長や、家庭児童相談室、また中央子ども家庭相談センター、各学校区の校長代表、保護者代表の方々、少年センターの方々にお集まりいただいて協議いただきました。

主な変更点についてお話をさせていただきます。2 ページ、3 ページには、いじめをしない学校づくりという項立てがされていますが、その(3) 学びの保障、(4) 仲間づくり、この言葉を変更しております。変更の理由は湖南省教育の方針の言葉を使って、それと一致するように項目を変えたというところです。

あと、大きく変えたところは、ページで言いますと、54 ページになります。いじめが起こってしまったら、の(1) 正確・迅速な事実確認をというところで、詳しく何を聞き取るのか、どういったように聞き取るのかを詳しく記載しております。今年度、湖南省として学んだこと、不十分であったことが多くあり、特に起こってしまった後の対応の不十分さがクローズアップされましたので、そのような変更になっております。

教育長 毎年、この基本方針を見直すということも法律に書いてあり、見直しを行いましたという報告です。御承知おきください。
質疑もないようですので、承認することについてよろしいですか。

各委員 — 全員承諾 —

教育長 報告第 20 号について、承認することといたします。
それでは、日程第 6 報告第 21 号、湖南省児童生徒結核健康診断マニュアルの一部改訂について、学校教育課長から説明をお願いします。

課長 こちらも年に 1 度、このマニュアルの見直しをしております。令和 5 年度も水戸診療所を中心に、子どもたちの結核健診をお願いしております。
変更したところは、89 ページになります。少し見にくいですが、「学校から診療所に子どもの検査をお願いしますという名簿の欄に性別を加えてほしい」と医療機関から言われましたので、そこを付け足しているのが 1 点です。
もう 1 点は、95 ページに結核高まん延国一覧表がありまして、そちらを湖南省のデータの変更に基づいて変えております。

教育長 以前は湖南省で受診ができませんでしたが、水戸診療所で診ていただくことができるようになりましたので、スムーズに進んでいるという状況であります。
質疑もないようですので、承認することについてよろしいですか。

各委員 — 全員承諾 —

教育長 報告第 21 号について、承認することといたします。
それでは、日程第 7 報告第 22 号、令和 4 年度区域外就学・指定校変更について、教育支援課長から説明をお願いします。

課長 **【非公開】**
(教育支援課)

教育長 質疑もないようですので、承認することについてよろしいですか。

各委員 — 全員承諾 —

教育長 報告第 22 号について、承認することといたします。
それでは、日程第 8 報告第 23 号、令和 4 年度要保護・準要保護児童生

徒就学援助費の受給認定について、教育支援課長から説明をお願いします。

課長 【非公開】

教育長 年度末には、全て認定が完了したということで報告させていただきました。

質疑もないようですので、承認することについてよろしいですか。

各委員 — 全員承諾 —

教育長 報告第 23 号について、承認することといたします。

それでは、議事に移ります。日程第 9 議案第 11 号、後援名義の使用承諾について、教育次長から説明をお願いします。

次長 (1) 名称 希望が丘トレイルランニングレース 2023 (後援)

主催 希望が丘トレイルランニングレース実行委員会

期日 令和 5 年 4 月 9 日

会場 希望が丘文化公園

趣旨 トレイルランニングの普及、スポーツ活動の促進とともに、自然や環境についての意識を高める機会にする

教育長 このことにつきましては、参加する方がお金を払ってということでしょうか。

質疑もないようですので、審議結果につきましては異議なしと認め、議案第 11 号につきまして審議結果を可決することでしょうか。

各委員 — 全員異議なし —

教育長 異議なしと認め、議案第 11 号の審議結果を可決いたします。

続きまして、日程第 10 議案第 12 号、湖南省子育てサポーターの委嘱について、教育支援課長から説明をお願いいたします。

課長 資料 127 ページをご覧ください。毎年、子育てサポーターの委嘱をお願いしております。令和 5 年度も 15 名の方を委嘱させていただきたいと思っております。そのうち 3 名につきましては、指導的立場ということで子育てアドバイザーの委嘱をお願いしたいと思っております。子育てアドバイザーの任務については、家庭教育講座の指導者、講師もやっております。

し、そのほかの方々については、親子プレイステーションを毎週月曜日に開催させていただいているのですが、そこに行っていて保護者や子どもと一緒に相談に乗るなどの活動をしていただいております。

教育長

今年度で辞められる方はいらっしゃらないのですか。

課長

1名いらっしゃいます。

教育長

委嘱させていただいてよろしいでしょうか。

質疑もないようですので、審議結果につきましては異議なしと認め、議案第12号につきまして審議結果を可決することによろしいでしょうか。

各委員

－ 全員異議なし －

教育長

異議なしと認め、議案第12号の審議結果を可決いたします。

続きまして、日程第11議案第13号、湖南省教育委員会公印規則等の一部を改正する規則の制定について、教育部次長から説明をお願いいたします。

次長

(教育総務課)

議案第13号から第15号までにつきましては、今回、法律の改正や、新たな制度の導入により、湖南省の事務手続等を令和5年4月1日から変更するにあたり、改正を行わせていただくものです。

資料133ページ、議案第13号、湖南省教育委員会公印規則等の一部を改正する規則の制定についてですが、全部で3つの規則を改正させていただきます。

135の26ページをご覧ください。改正前、改正後の表になっております。こちらにつきましては、課長、次長、部長、教育長とこれまでは紙ベースで決裁を行っていたのですが、令和5年度から電子決裁システムに移行するために、文言上、第6条中、公印の使用についてというところが、決裁文書を文書管理システムに改める文言が入ります。それに伴い、公印の申請に係る様式の中に、印鑑の決裁欄があるのですが、電子公印の場合はその欄は不要になりますので、それを削除する改正になっております。

続いて、資料135の28ページをご覧ください。こちらは、湖南省奨学資金給付条例施行規則になります。こちらにつきましては、国の法律で個人情報の保護に関する法律が一部改正されたことによって、実はこれまで湖南省にありました湖南省個人情報保護条例を廃止し、新たに湖南省個人情報の保護に関する法律施行条例を制定したことに伴い、この様式の中に

「個人情報保護条例による」という文言が入っておりますので、この文言を削除する改正です。改正前の承諾書にも、「湖南省個人情報保護条例を遵守し」という文言が入っており、これも削除します。

3つ目、135の29ページになりますが、こちらは湖南省教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する改正です。会計年度任用職員の給与の見直しに伴いまして、非常勤の講師の報酬を2,750円から2,760円に改正させていただくものです。

教育長

これは湖南省のシステムの変更に伴う改定ですので、このようにさせていただきます。

質疑もないようですので、審議結果につきましては異議なしと認め、議案第13号につきまして審議結果を可決することによってよろしいでしょうか。

各委員

－ 全員異議なし －

教育長

異議なしと認め、議案第13号の審議結果を可決いたします。

続きまして、日程第12議案第14号、湖南省教育委員会の保有する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則の制定について、日程第13議案第15号、湖南省特別支援教育室設置要綱の一部を改正する要綱の制定について、教育部次長から続けて説明をお願いいたします。

次長

資料139の1ページをご覧ください。この規則につきましては、先ほども申しました、個人情報の保護に関する法律が一部改正されたことに伴い、湖南省の個人情報保護条例及び同条例の施行規則を廃止し、同条で規則に基づく教育委員会が持っている個人情報の施行規則を廃止させていただくものです。

また、議案第15号、資料143の13をお開けいただきたいのですが、こちらも議案第13号と同様、湖南省の条例や事務が変わることで改正をいたします。1つ目の湖南省特別支援教育室設置要綱につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、第8条第2号の文言の中に、「個人情報保護条例」という文言が出てきますので、そちらを削除し、号が1つになることから文言の整理をする改正です。

次に、143ページの15の2番目の湖南省学校教育きらめきサポーター事業実施要綱につきましては、例規における文言の整理を行い、このきらめきサポーターの様式の中で、湖南省教育長と表記をしているところを、全て湖南省教育委員会教育長と統一しました。

いずれも令和5年4月1日の施行に合わせて実施したいと考えており、今回提案させていただきました。

教育長 これは議案が一緒になっていますが、それは大丈夫ですか。

次長 要綱同士で同時期にさせていただきますので、2つの場合は及びでつないで一緒に改正できます。

教育長 第15号はおよびということですね。

次長 はい。

教育長 他に何かありますか。ないようですので、審議結果につきましては異議なしと認め、議案第14号、15号につきましては審議結果を可決することによってよろしいでしょうか。

各委員 — 全員異議なし —

教育長 異議なしと認め、議案第14号、15号の審議結果を可決いたします。
続きまして、日程第14議案第16号、湖南省学校給食費徴収規則の一部を改正する規則の制定について、教育部次長から説明をお願いいたします。

次長 資料147の1、学校給食費の無償化につきまして、3月議会で予算は提案しておりますが、湖南省の方針として、今回、子育て世帯の負担を軽減することによって、子育てしやすい環境を目指すために、令和5年度から経済負担の大きい中学生について、給食無償化を実施させていただきます。学校給食の無償化については、これまで財源の確保というところで常に課題になっておりましたが、新年度予算を編成する中で、実施させていただくことになりました。資料にありますように、給食費の無償化の実施にあたりましては、一人当たり年間4万9,500円の負担軽減となり、総額6,776万円の費用を湖南省で持つこととなります。
今回の無償化に伴い、湖南省学校給食費の徴収規則の見直しが必要なことから、見直しの提案をさせていただきます。本来、「給食費無償」という文言だけでいいのですが、もともと給食費については、小学生、中学生負担があつての無償化ということで、改正分におきましては、小学生、中学生の給食費は、第5条第1項の中で、小学生3,800円、中学生4,500円というのを残したままで、第5条の中に第2項をつくり、そこに「湖南省立の中学校生徒の学校給食費は無償」という文言を入れます。台帳上、中学生のお金はかかっていますが、「それは費用として徴収しません」とい

う形で、1項を追加する改正としています。この文言をもちまして、中学生の給食については無償化を実施する形の改正になっております。

教育長

市長の3月の答弁では、「まずは中学生からやり、県が予算をつけてきたら、その中で小学校もということであつたらそこも考えたい」と、まずは滋賀県がやってくれないかな、との答弁でありました。中学校は今、6700万でしたが、小学生は概算で1億2500万ぐらいということです。ですので、年間2億円、小中学校ですっとかかっています、1回始めると辞めるわけにはいきませんので、というようなことです。職員はもちろん徴収します。中学生の給食費無償化についてよろしいでしょうか。

質疑もないようですので、審議結果につきましては異議なしと認め、議案第16号につきまして審議結果を可決することによろしいでしょうか。

各委員

－ 全員異議なし －

教育長

異議なしと認め、議案第16号の審議結果を可決いたします。

続きまして、日程第15議案第17号、湖南省学校施設開放照明等設備使用料減免基準表の制定について、教育部次長から説明をお願いいたします。

次長

資料の151ページをご覧ください。現在、湖南省では、令和4年度に施設の利用基準や使用料金の見直しを行い、令和5年度から新たな料金制度等で実施しています。また、それと同時に、団体によっては無償、100%減免や50%減免というこの減免基準についても、今現在、後援がただけで50%減免や、湖南省が使えば100%減免という判断が施設によってばらばらであることから、湖南省としては統一的なものに見直しをしています。

教育委員会が所管する施設では、学校施設開放で、学校のグラウンド、体育館、中学校の格技場、武道場を活動場所として提供しており、施設の使用料については無料で行っています。ただし、照明についてのみ、1時間当たり体育館が300円、グラウンドは500円徴収しています。大人のサークルについては、照明代はいただいているのですが、スポーツ少年団をはじめとする小学生のグループについては、減免率100%で利用をいただいています。この学校開放における施設の使用料というのは、もともと無料でありましたので、湖南省が進めてきました令和4年度の見直しの段階では対象となっていませんでした。そのため、使用料の減免等についても従来どおりいけるものと考えていましたが、今回、湖南省がそうした施設に関わらず、「同じような減免率を」ということで提案されてきました。

153 ページが、教育委員会で考えていた減免基準です。100%減免は、湖南省が使う場合と学区が使う場合、小学校が活動する場合です。それ以外は逆に、全額負担いただくという形になっています。

152 ページにある表が、湖南省で統一された減免率です。100%減免の、湖南省や自治会については従来どおりですが、子どもの団体や、高等学校、スポーツ少年団等については、減免は 50%です。ほかのところを使った場合に、こうした団体も 50%の使用料を取られるように変わりますので、「学校開放もこの表に合わせてください」ということです。

なにが一番大きく変わるかと言いますと、今まで無料であった小学生グループに 50%の負担がかかってきます。制度を見直して変わりますが、子どものここだけです。

湖南省としては「50%減免で、小学生の団体も取ってください」ということですが、学校開放については、令和4年度に周知等もしていないことから、各利用団体等に周知をしながら、実際どのような課題が出るかということ把握するために、教育委員会が特に認める場合ということで、今年度1年間は従来どおり、小学生の団体については減免率 100%の運用をさせていただくにあたり、今回、教育委員会の承認を取らせていただきたいと思えます。50%減免に変更する場合は、また改めて委員会で諮らさせていただくということで、今回、特例で減免することをお認めいただきたいと提案させていただきました。

教育長

この1年間というのは、令和5年度のことですよね。

次長

はい。5年度の1年間で教育委員会の中で50%減免にする期間を延ばしても良いかということを決めていただいて、最終的には5年度内で取っていく方向にはなるかもしれないです。しかし、学校開放を使われている団体がほかの施設を使われる場合、今まで無償だったところも将来的には基本一律 50%に変わっていきます。ほかの施設は 50%減免ですが、学校開放だけは「今年1年間だけ無償で」との取決めを教育委員会でお認めいただきたいということです。

委員

小学生の団体とはどういうものですか。

次長

スポーツ少年団もそうですが、それ以外で、指導者が大人や保護者はおられますが、子どもだけを主とした母体をつくって活動されているところですか。例えば、ドッジボールのサークルなど、スポーツ少年団にはないほかのスポーツや、ボーイスカウト、ガールスカウトもそうです。また、小学生が中心となっているような個人的な趣味のサークルであっても、体育

館の使用料は基本、無償で、照明代を取るか取らないかだけです。例えば昼間の活動だけであれば、大人であっても使っていただくのは無料です。現状は、夜間使われるグループだけが、照明代を払っていただいているだけです。

今回、減免率の見直しを行って制度上変わるのが、小学生のグループだけ、今まで無料でしたのが夜に使われる時に照明代が 50%かかるということです。

委員 照明だけですか。

奥村課長 そうです。先ほど言いました体育館 300 円、グラウンドが 500 円の照明使用料のみです。ただし、スポーツ少年団の方は毎週 2 回、夜間練習されていた分が今まで負担がかかってなかったところですので、最初のうちはいきなり変えるのは難しいのではないかと考えているところです。

教育長 教育委員会が貸しているところについては、1 年間の猶予を、その中で、「いや、子どもの活動は」という声が出てくるかもしれませんが、例えば甲西吹奏楽団ジュニアバンドは、今、教育センターでやっていますが、あそこは学校開放ではないのです。一般的な施設になりますから、一番使用料が上がることになりますので、この辺りの、子どもの活動を支えるというところで、皆様からご意見いただけたらありがたいなと思います。

委員 誠に初歩的で申し訳ないですが、そういう施設の照明器具というのは、全て LED に交換されていますか。

次長 されていません。

委員 それはどういう計画になっていますか。

次長 LED に交換することも考えたのですが、既存の照明があまりつくられていないところがあり、丸々きれいな新設という形になりますので、今、そこまでの大規模な改修、施設の整備というのは湖南省に計画の対象としていただけていないので、現状では今あるものを使っています。

一番大きいのは、ほかのまちづくりセンターや体育館、文化ホールというのは、もともと市民に利用していただくための施設として動いているのですが、学校はそもそも子どもたちが勉強しに来る場所に対して、社会教

育の振興ということで貸出しています。例えば、施設の管理や貸出しの状況、利用中の管理体制等も、ほかの施設と違って学校は最低限の形でしていますので、おそらく湖南省で使用料の基準を考える時に、学校開放が対象に入っていなかったのは、そういうところも含めてだと思います。

しかし、減免基準が今度、施設予約システムとしてネットでできるようになることで、その利用のしやすさから使用基準や減免というのは合わせていきたいところもあって、今回減免を考えているのだと思います。学校開放も、学校と市役所の2か所行く手間が1か所で済めば、市民の利用の部分も上がっていくと思いますので、予約システムは使いたいと思っています。

しかし、基準も合わせてやっていきたいとなると、使い方がほか施設と違うところもあるので、時間をかけてやらないといけませんし、予算が増えていないので、施設の整備についてはあまりお金がかけられていないと思います。

部長

LED化について、もう一つよろしいでしょうか。LED化は、することによって節電効果が大きいところから順番にしています。学校ですと、基本的に土日祝日、それから長期の休みがありますので、年間のライトをつけている比率、総合時間が福祉の関係よりも短いです。

例えば、保育園は、土曜日もやっており、夕方も7時や8時まで預かっていますし、夏休みの長期休みありません。そうしますと、年間の電気をつけている時間というのが学校とは全然違います。ですので、福祉系を優先的にやることによって、電気代を安くしようという発想が湖南省としてあるので、福祉系が先に進みます。図書館も1年間、電気をつけている時間が長いので、早いです。ということで、学校が少し遅れ気味です。申し訳ありません。

委員

電気代は全然違うからね。

部長

おっしゃるとおりです。

次長

グラウンドの照明だけを想定していたのですが、体育館は全てLEDです。

委員

例えば、滋賀の県立美術館は1月全部休みにしています。なぜかと言うと、電気代がすごくかかるからです。ですので、休館にするなどの措置を取らざるを得ない状態です。お金を出してLEDに交換すると、それをしなくて済むぐらいの効果になりますので、なるべく早く、グラウンドも替

えていただきたいと思います。

教育長 では、1年間の猶予期間ということでよろしいでしょうか。

奥村課長 最長ですが。

教育長 ですが、また市民の方々といいますか、特に小学生の保護者の方からはお話が絶対出てきますよね。

委員 100%減免だと無料ですので、本来どれだけ収めるのかというのがわからないですよ。1年間に本来はこれだけだが、1年間は無料ですといったほうが、次の心づもりの仕方が変わってくるかなと思います。

教育長 大体どのぐらい準備をしてもらわないといけないのかということですね。

委員 はい。

教育長 今まででしたら全く何も出していなかったのが、例えば月々5,000円出さないといけないとかということでしたら、それを補助金という形で出してほしいという声は、あがってくるかもしれないですね。

少し様子を見ましょうか。

このような形で、基準表の制定は可決していただくことでお願いします。

他に何かありますか。ないようですので、審議結果につきましては異議なしと認め、議案第17号につきまして審議結果を可決することよろしいでしょうか。

各委員 — 全員異議なし —

教育長 異議なしと認め、議案第17号の審議結果を可決いたします。

それでは、議事については以上で終わらせていただいて、ここからはまた事務局にお返しさせていただきます。お願いします。

事務局 それでは、議事が終了しましたので、続きましてその他、令和5年5月定例教育委員会の開催日時を協議いたします。

— 協議の結果、5月23日火曜日 午後3時からと決定 —

他に何かございますか。ないようですのでこれで令和5年3月の定例教育委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後3時34分